

概要

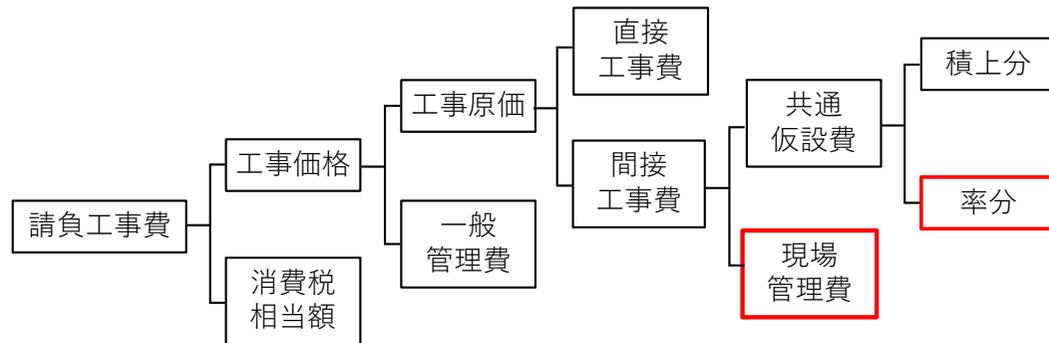
■地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- 令和6年能登半島地震に伴い被災地では、地域内では労働者を確保ができず、地域外の労働者確保が必要になることが想定されることから、労働者確保に要する間接費に関し、受注者の支出実績を踏まえて実績変更するもの。
- 当初設計は、標準積算、精算変更時に証明書類に基づき実績にて変更。
証明書類：領収書、領収書が出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等

■対象項目

「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用

(積算体系)



共通仮設費(率分)・現場管理費のうち、以下を設計変更の対象にする。

- 共通仮設費(率分)のうち、営繕費
 - ・労働者の輸送に要する費用(労働者の輸送に要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費を含む))
 - ・宿泊費(労働者が旅館、ホテルに宿泊した場合に要した費用)
 - ・借上費(現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建設を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家などを長期借上げした場合に要する費用)
- 現場管理費のうち、労務管理費
 - ・募集及び解散に要する費用(労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当)
 - ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用(労働者の食事補助、交通費の支給)

手続きの流れ

